

久々利地区センターの使用に関する遵守事項及び留意事項

久々利地区センター（以下「地区センター」という。）の使用申請にあたっては、本書の遵守事項及び留意事項をあらかじめご了承くださいことが前提となります。

〈 遵 守 事 項 〉

使用者は、地区センターの使用にあたって下記事項を遵守してください。

なお、下記事項を遵守しなかったことにより生じた使用者の損害については、市は当然にその賠償の責任を負いません。

- ◆ 使用の許可を受けた目的以外で施設を使用しないこと。
- ◆ 施設の使用の権利を他人へ譲渡したり、転貸したりしないこと。
- ◆ 施設に特別な設備を設置し、備付けの器具以外の器具を搬入し、または原状の変更をする場合は、あらかじめ許可を受けること。
- ◆ 使用方法などについて、必要に応じて地区センターの職員と打ち合わせをすること。
- ◆ 使用責任者を置くほか、地区センターの秩序保持のため必要な措置を講ずること。
- ◆ 使用を開始するときは許可書を地区センターの職員に提示し、使用後にはその点検を受けること。
- ◆ 使用の変更又は取下げの申請をするときは、許可証を地区センターの職員に提示すること。
- ◆ 地区センターの備品を使用する場合は、使用前にその安全を確認すること。
- ◆ 地区センターの備品を許可無く施設外へ持ちださないこと。
- ◆ 使用を終了したとき、使用の許可を取り消されたとき、使用の停止を命ぜられたときは、使用した施設や備品を直ちに使用開始前の状態に戻すこと。
- ◆ 敷地内において、みだりに火気を使用し、または危険を引き起こす行為をしないこと。
- ◆ 施設内において、喫煙をしないこと。
- ◆ 騒音を発すること、暴力を用いることその他他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ◆ 所定の場所以外に出入りしないこと。
- ◆ 使用の許可を受けた使用時間を守ること。
- ◆ 使用者は、使用により発生したゴミ等は施設の秩序保持のため、施設から持ち帰るなどの適切な措置を講じなければならない。
- ◆ 飲食の許可を受けてから、施設内での飲食を行うこと。（使用申請の際、申請書に飲食を行うことを記載する。）
- ◆ ロビー等の共用部での飲酒は行わないこと。
- ◆ 使用者への鍵の受渡しは、空いている場合に限り使用開始の10分前から行う。
- ◆ 使用者は、使用施設の清掃までを済ませ、許可時間までに鍵の返却を行うこと。
- ◆ その他地区センターの職員の指示に従うこと。

※ 裏面も良く読んでください。

〈 留 意 事 項 〉

使用者は、地区センターの使用にあたって下記事項に留意してください。

- ◆ 下記事項に該当する場合は、使用の許可に関する事項を変更し、使用の許可を取り消し、または使用の停止を命じる場合があります。なお、これにより生じた使用者の損害について、市は賠償の責任を負いません。
 - ・ 使用者が、使用の許可の条件や許可を受けた利用の目的に違反したとき。
 - ・ 使用者が、地区センターが適用を受ける条例・規則等の関係例規の規定や地区センターの職員が指示した事項に違反したとき。
 - ・ 使用者が、使用申請書に偽りの記載をし、または不正な手段で使用の許可を受けたとき。
 - ・ 選挙のため、市の選挙管理委員会において地区センターを使用するとき。
 - ・ 暴風警報、暴風雪警報、特別警報又は土砂災害警戒情報が発令された場合、地区センターを避難所として開設する場合等、公益上特に必要と認められるとき。
 - ・ 施設設備の不良等、地区センターの管理運営上支障があると認められるとき。
- ◆ 下記事項に該当する方は、施設への入場を断り、退去を命じる場合があります。
 - ・ 他人に危害を及ぼしたり、迷惑をかけたりするおそれがある方
 - ・ 他人に危害を及ぼしたり、迷惑をかけたりするおそれのある物品、動物などを携行する方
 - ・ 地区センターの施設や備品に損害を与えるおそれのある方
 - ・ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる方
 - ・ 許可を受けずに物品を陳列・販売したり、広告物等を配布したりする方
 - ・ 許可を受けずに寄付金の募集、保険の勧誘等を行ったりする方。
 - ・ 地区センターが適用を受ける条例・規則等の関係例規の規定に違反する方
 - ・ 地区センターの管理運営上支障があると認められる方
- ◆ 地区センターの職員が施設への立入りを求めた場合は、使用者はこれを拒むことはできません。
- ◆ 施設や備品を汚損し、き損し、または滅失したときは、市が認めた場合を除き、使用者はその損害を賠償しなければなりません。
- ◆ 可児市暴力団排除条例の規定に基づき、暴力団の活動の用に供されると認める場合は、施設の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消します。
- ◆ 地区センターの駐車場の駐車可能台数には限りがありますので、利用者全ての駐車を保障することはできません。

地区センターの使用にあたって、本書の内容を了承しました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名：_____

団体名：_____